

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高坂上唐子線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字高坂字二番 町八八八番三地先から同 市大字高坂字壱番町七五 九番一地先まで</p>	<p>東松山市大字高坂字二番 町八八八番一地先から同 市大字高坂字壱番町七七 五番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇〇〃三三・四五</p>	<p>九・八五〃二六・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇七・〇四</p>	<p>五〇三・一七</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>東松山都市計画事業高坂 駅東口第一土地区画整理 事業による道路改築であ る。</p>		<p>備 考</p>